

令和6年6月第433回定例福井県議会議案

福 井 県

目 次

第53号議案	令和6年度福井県一般会計補正予算（第1号）	(1)
第54号議案	令和6年度福井県中小企業支援資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	(9)
第55号議案	福井県県税条例の一部改正について	(13)
第56号議案	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について	(23)
第57号議案	福井県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について	(27)
第58号議案	住民基本台帳法施行条例の一部改正について	(29)
第59号議案	福井県薬剤師確保奨学金返還資金貸与条例の制定について	(31)
第60号議案	訴えの提起について	(37)
第61号議案	県有財産の取得について	(39)
報告第6号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(41)
報告第7号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(45)
報告第8号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(49)
報告第9号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(53)
報告第10号	令和5年度福井県一般会計継続費繰越計算書	(57)
報告第11号	令和5年度福井県一般会計繰越明許費繰越計算書	(59)
報告第12号	令和5年度福井県一般会計事故繰越し繰越計算書	(69)
報告第13号	令和5年度福井県県有林事業特別会計繰越明許費繰越計算書	(73)
報告第14号	令和5年度福井県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書	(75)
報告第15号	令和5年度福井県病院事業会計継続費繰越計算書	(77)

目 次

報告第16号	令和5年度福井県病院事業会計予算繰越計算書	(79)
報告第17号	令和5年度福井県工業用水道事業会計予算繰越計算書	(81)
報告第18号	令和5年度福井県水道用水供給事業会計予算繰越計算書	(83)
報告第19号	令和5年度福井県流域下水道事業会計予算繰越計算書	(85)

予 算 案 説 明 書

一 般 会 計

歳入歳出予算事項別明細書	(87)
特 別 会 計	(111)

令和6年度福井県の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ513,499千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ505,208,516千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

2 地方債の変更は、「第3表の1地方債補正」による。

令和6年6月18日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第1表 歳入歳出予算補正 歳 入 (単位 千円)				
款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		62,160,462	98,775	62,259,237
	2 国庫補助金	29,044,935	98,775	29,143,710
12 繰入金		15,997,255	57,472	16,054,727
	3 基金繰入金	15,486,459	57,472	15,543,931
13 繰越金		1,000,000	305,585	1,305,585
	1 繰越金	1,000,000	305,585	1,305,585
14 諸収入		45,057,584	5,000	45,062,584
	7 雑入	2,493,409	5,000	2,498,409
15 県債		47,987,000	46,667	48,033,667
	1 県債	47,987,000	46,667	48,033,667
補正されなかった款に係る額		332,492,716		332,492,716
歳 入 合 計		504,695,017	513,499	505,208,516

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		40,123,272	64,568	40,187,840
	1 総務管理費	13,215,854	5,000	13,220,854
	2 企画費	15,890,509	59,568	15,950,077
3 民生費		51,134,669	223,027	51,357,696
	1 社会福祉費	33,713,160	222,027	33,935,187
	4 災害救助費	46,199	1,000	47,199
7 商工費		54,293,703	159,674	54,453,377
	1 商業費	44,271,350	38,060	44,309,410
	4 観光費	2,331,486	121,614	2,453,100
8 土木費		52,197,730	66,230	52,263,960
	1 土木管理費	6,421,389	66,230	6,487,619
補正されなかった款に係る額		306,945,643		306,945,643
歳 出 合 計		504,695,017	513,499	505,208,516

第2表 継続費補正(変更)

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
土木費	河川海岸費	吉野瀬川ダム建設費	13,000,000	令和2年度	360,000	15,300,000	令和2年度	360,000
				令和3年度	2,440,000		令和3年度	2,440,000
				令和4年度	1,241,000		令和4年度	1,241,000
				令和5年度	5,392,000		令和5年度	5,392,000
				令和6年度	1,279,000		令和6年度	1,279,000
				令和7年度	2,288,000		令和7年度	2,898,600
				令和8年度			令和8年度	1,689,400

第3表 地方債補正（追加）

（単位 千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
老人福祉施設整備事業費	46,000	普通貸借または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを行 った後においては、当該見 直し後の利率)	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)
合 計	46,000			

第3表の1 地方債補正（変更）

（単位 千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市町災害援護資金貸付金	1,000	普通貸借 または 証券発行 〔政府資金、 その他〕	7.0%以内 〔ただし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金について、 利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後 の利率〕	償還年限30年以内 （うち据置期間5年以内）	1,667	普通貸借 または 証券発行 〔政府資金、 その他〕	7.0%以内 〔ただし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金について、 利率の見直しを 行った後において は、当該見直し後 の利率〕	償還年限30年以内 （うち据置期間5年以内）
合 計	1,000				1,667			

第54号議案

令和6年度 福井県中小企業支援資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和6年度福井県中小企業支援資金貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,060千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,388,632千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月18日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別表 歳入歳出予算補正		歳 入			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
2 繰入金		72,435	38,060	110,495	
	1 一般会計繰入金	72,435	38,060	110,495	
補正されなかった款に係る額		1,278,137		1,278,137	
歳 入 合 計		1,350,572	38,060	1,388,632	

歳		出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
1 商工費		1,350,572	38,060	1,388,632
	1 中小企業支援資金貸付金	1,350,572	38,060	1,388,632
歳 出 合 計		1,350,572	38,060	1,388,632

第五十五号議案

福井県県税条例の一部改正について

福井県県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年六月十八日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県県税条例の一部を改正する条例

福井県県税条例（昭和二十五年福井県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（寄附金税額控除の対象となる寄附金） 第二十条の三 法第三十七条の二第一項第三号に規定する条例で定める寄附金は、所得税法第七十八条第二項第二号から第四号までに掲げる寄附金および租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三（略） 二 四（略）</p> <p>（事業税の納税義務者等） 第四十二条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各</p>	<p>（寄附金税額控除の対象となる寄附金） 第二十条の三 法第三十七条の二第一項第三号に規定する条例で定める寄附金は、所得税法第七十八条第二項第二号および第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）ならびに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三（略） 二 四（略）</p> <p>（事業税の納税義務者等） 第四十二条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各</p>

号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。

一 次号から第四号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ (略)

ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第七項各号に掲げる法人、第三項の規定により法人とみなされるもの、第四項の規定により法人とみなされる個人、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人をいう。）、特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。）ならびに一般社団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）、および一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）（以下ロにおいて「所得等課税法人」という。）な

らびに所得等課税法人以外の法人で資本金の額もしくは出資金の額が一億円以下のものまたは資本もしくは出資を有しないもの（所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。）、所得割額

(1) 特定法人（払込資本の額（法人が株主または合名会社、合資会社もしくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令第十条の二で定める金額をいう。以下(1)および(2)において同じ。）、および保険業法に規定する相互会社（これに準ずるものとして施行令第十条の三で定めるものを含む。）をいう。以下(1)および(2)において同じ。）、との間に当該特定法人による完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下(1)および(2)において同じ。）がある法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号。以下(2)において「改正法」という。）の公布の日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係（当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。）、がある場合その他施行令第十条の四第一項で定める場合において、当該法人が剰余金の配当（払込資本の額のうち施行令第十条の五で定める額の減少に伴うものに限る。以下(1)および(2)において同じ。）、または出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当または出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの

(2) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式および出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものとは当該法人との間に当該

号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。

一 次号から第四号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ (略)

ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第七項各号に掲げる法人、第三項の規定により法人とみなされるもの、第四項の規定により法人とみなされる個人、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人をいう。）、特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。）ならびに一般社団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）、および一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）（以下ロにおいて「所得等課税法人」という。）な

らびに所得等課税法人以外の法人で資本金の額もしくは出資金の額が一億円以下のものまたは資本もしくは出資を有しないもの（所得割額

いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額（改正法の公布の日以後に、特定親法人（当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下②において同じ。）と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式および出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するもの）とみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他施行令第十条の四第二項で定める場合に、当該法人が剰余金の配当または出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当または出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額（一）に掲げる法人を除く。）

二〇四（略）
二〇五（略）

（地方消費税の納税義務者等）

第五十七条の二 地方消費税は、法第七十二条の七十七第一号に規定する事業者（以下この節において「事業者」という。）の行つた法第七十二条の七十八第一項に規定する課税資産の譲渡等および同項に規定する特定課税仕入れについては、当該事業者（消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第十五条第一項に規定する法人課税信託等の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者および同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。）を除く。）に対し、譲渡割によつて、法第七十二条の七十八第一項に規定する課税貨物については、当該課税貨物を消費税法第二条第一項第二号に規定する保稅地域から引き取る者に対し、貨物割によつて課する。

二〇五（略）

（法人課税信託等の受託者に関するこの節の規定の適用）

第五十七条の二の二 法人課税信託または公益信託（以下この条において「法人課税信託等」という。）の受託者は、各法人課税信託等の信託資産等（信託財産に属する資産ならびに当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等および特定課税仕入れをいう。以下この条において同じ。）および固有資産等（法人課税信託等の信託資産等以外の資産、課税資産の譲渡等および特定課税仕入れをいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条、第五十七条の十および第五十七条の十一を除く。以下この条において同じ。）の規定を適用する。

二〇四（略）
二〇五（略）

（地方消費税の納税義務者等）

第五十七条の二 地方消費税は、法第七十二条の七十七第一号に規定する事業者（以下この節において「事業者」という。）の行つた法第七十二条の七十八第一項に規定する課税資産の譲渡等および同項に規定する特定課税仕入れについては、当該事業者（消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第十五条第一項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者および同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。）を除く。）に対し、譲渡割によつて、法第七十二条の七十八第一項に規定する課税貨物については、当該課税貨物を消費税法第二条第一項第二号に規定する保稅地域から引き取る者に対し、貨物割によつて課する。

二〇五（略）

（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

第五十七条の二の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産ならびに当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等および特定課税仕入れをいう。以下この条において同じ。）および固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産、課税資産の譲渡等および特定課税仕入れをいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条、第五十七条の十および第五十七条の十一を除く。以下この条において同じ。）の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託等の信託資産等および固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

3 個人事業者が受託事業者（法人課税信託等の受託者について、前二項の規定により、当該法人課税信託等に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下この項において同じ。）である場合には、当該受託事業者は、法人とみなして、この節の規定を適用する。

（自動車の売主の第二次納税義務の免除）

第四百四十六条 知事は、第三百三十四条の二第一項に規定する自動車の所在および買主の住所または居所が不明である場合において、当該自動車の売主が当該自動車の売買に係る代金の全部または一部を受け取ることができなくなつたと認められるときは、当該受け取ることができなくなつたと認められる額を限度として、当該自動車の売主の法第十一条の十第一項の規定による第二次納税義務に係る徴収金の納付の義務を免除するものとする。

2・3 （略）

附則

（個人の県民税の所得割の非課税の範囲等）

第三条の二 （略）

（公益法人等に係る県民税の課税の特例）

第三条の二の二 知事は、当分の間、租税特別措置法第四十条第三項後段（同条第六項から第十二項までおよび第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第三項に規定する公益法人等（同条第六項から第十三項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる者を含む。）を同条第三項に規定する贈与または遺贈を行った個人とみなして、施行令附則第三条の二の三第一項で定めるところにより、これに同法第四十条第三

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等および固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

3 個人事業者が受託事業者（法人課税信託の受託者について、前二項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下この項において同じ。）である場合には、当該受託事業者は、法人とみなして、この節の規定を適用する。

（自動車の売主の第二次納税義務の免除）

第四百四十六条 知事は、第三百三十四条の二第一項に規定する自動車の所在および買主の住所または居所が不明である場合において、当該自動車の売主が当該自動車の売買に係る代金の全部または一部を受け取ることができなくなつたと認められるときは、当該受け取ることができなくなつたと認められる額を限度として、当該自動車の売主の法第十一条の九第一項の規定による第二次納税義務に係る徴収金の納付の義務を免除するものとする。

2・3 （略）

附則

（個人の県民税の所得割の非課税の範囲等）

第三条の二 （略）

（公益信託に係る県民税の課税の特例）

第三条の二の二 当分の間、公益信託（公益信託ニ関スル法律第一条に規定する公益信託（法人税法第三十七条第六項に規定する特定公益信託を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の信託財産について生ずる所得については、公益信託の委託者またはその相続人その他の一般承継人が当該公益信託の信託財産に属する資産および負債を有するものとみなして、第二章第一節の規定を適用する。

2 公益信託は、第十七条第一項第四号の二に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

（公益法人等に係る県民税の課税の特例）

第三条の二の三 知事は、当分の間、租税特別措置法第四十条第三項後段（同条第六項から第十項までおよび第十一項（同条第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第三項に規定する公益法人等（同条第六項から第十一項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第三項に規定する贈与または遺贈を行った個人とみなして、施行令附則第三条の二の三第一項で定めるところにより、これに同法第四十条第三

項に規定する財産（同条第六項から第十三項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

第五条の六（略）

2（略）

3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から令和三年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第五項に規定する特定取得または同条第十六項に規定する特別特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第一項の規定の適用については、同項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」とする。

第六条（肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例）

第六条（略）

（事業税の納税義務者等の特例）

第六條の二 第四十二條第一項の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号ロ中「一億円以下のも」とあるのは「一億円以下のも」（前事業年度の事業税についてイに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額（法人が株主または合名会社、合資会社もしくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令附則第六條で定める金額をいう。）が十億円を超えるものを除く。）とする。

第七條 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四條の二第一項に規定する特別事業再編計画（以下この項において「特別事業再編計画」という。）について同条第一項の認定を受けた同法第二十四條の三第一項に規定する認定特別事業再編事業者である法人（以下この項において「認定特別事業再編事業者」という。）が、当該認定に係る特別事業再編計画（同条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う同法第二十八項に規定する特別事業再編（生産性の向上および需要の開拓に特に資するものとして地方税法附則第八條の三の四第一項の総務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この項において「特別事業再編」という。）のための措置（同条第十八項第三号、第四号および第六号に掲げる措置に限る。）として他の法人の株式もしくは出資（以下この項において「株式等」という。）の取得をし、または他の法人の株式を譲り受け、これをその取得または譲受けの日（以下この項において「取得等の日」という。）以

項に規定する財産（同条第六項から第十一項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

第五条の六（略）

2（略）

3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から令和三年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第五項に規定する特定取得または同条第十四項に規定する特別特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第一項の規定の適用については、同項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」とする。

第六条（肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例）

第六条（略）

第七條 削除

後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係（法人税法第十二条第七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この項において同じ。）がある場合（その取得または譲受けに係る対価の額が百億円を超える金額または一億円に満たない金額である場合を除く。）において、当該他の法人（以下この項において「対象法人」という。）および当該認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第二十四条の二第一項の認定の申請の前五年以内に他の法人の株式等の取得をし、または他の法人の株式を譲り受け、これを取得等の日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合における当該他の法人（当該他の法人が当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の法人のうち施行規則で定めるものに限る。以下この項において「五年以内株式等取得等法人」という。）の行う事業に対する第四十二条第一項の規定の適用については、対象法人または五年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後五年を経過する日を含む事業年度（同法第二十四条の三第二項または第三項の規定により同法第二十四条の二第一項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度）までの各事業年度分の事業税に限り、第四十二条第一項第一号ロ(1)および(2)中「二億円を超えるもの」とあるのは、「二億円を超えるもの（附則第七条第一項に規定する対象法人および同項に規定する五年以内株式等取得等法人を除く。）」とする。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、施行令附則第六条に定めるところによる。

（法人の事業税の税率の特例）
 第七条の二（略）

（軽油引取税の課税免除の特例）
 第八条の八 知事は、令和九年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第百十六条第一項および第二項の規定にかかわらず、次項において読み替えて準用する第百三十条第四項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する法第百四十四条の三十一第四項もしくは第五項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

一 船舶（施行令附則第十条の二第二項に規定するものを除く。）の使用
 者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

二 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車（施行令附則第十条の二第二項に規定するものを除く。）その他これらに類するものとして同条第三項に規定するものの電源または動力源に供する軽油の引取り

（法人の事業税の税率の特例）
 第七条の二（略）

（軽油引取税の課税免除の特例）
 第八条の八 知事は、令和九年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第百十六条第一項および第二項の規定にかかわらず、次項において読み替えて準用する第百三十条第四項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する法第百四十四条の三十一第四項もしくは第五項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

一 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

二 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車（施行令附則第十条の二第二項に規定するものを除く。）その他これらに類するものとして同条第二項に規定するものの電源または動力源に供する軽油の引取り

三 鉄道事業または軌道事業を営む者その他施行令附則第十条の二の二第四項に規定する者が鉄道用車両または軌道用車両（日本貨物鉄道株式会社にあつては、同条第五項に規定する機械を含む。）の動力源に供する軽油の引取り

四 農業または林業を営む者その他施行令附則第十条の二の二第六項に規定する者が動力耕うん機その他の同条第七項に規定する機械の動力源に供する軽油の引取り

五 木材加工業その他の施行令附則第十条の二の二第八項に規定する事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の同項に規定する用途に供する軽油の引取り

2
4
(略)

三 鉄道事業または軌道事業を営む者その他施行令附則第十条の二の二第三項に規定する者が鉄道用車両または軌道用車両（日本貨物鉄道株式会社にあつては、同条第四項に規定する機械を含む。）の動力源に供する軽油の引取り

四 農業または林業を営む者その他施行令附則第十条の二の二第五項に規定する者が動力耕うん機その他の同条第六項に規定する機械の動力源に供する軽油の引取り

五 木材加工業その他の施行令附則第十条の二の二第七項に規定する事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の同項に規定する用途に供する軽油の引取り

2
4
(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四百四十六条第一項および附則第五条の六第三項の改正規定 令和七年一月一日
- 二 第四十二条第一項第一号口および附則第七条の改正規定ならびに次条第三項および第四項の規定 令和八年四月一日
- 三 第五十七条の二第一項および第五十七条の二の二の改正規定、附則第三条の二の二を削り、附則第三条の二の三を附則第三条の二の二とする改正規定ならびに附則第四条の規定 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日
- 四 第二十条の三第一項および附則第三条の二の三の改正規定 前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

(事業税に関する経過措置)

第二条 改正後の福井県条例（以下「改正後の条例」という。）附則第六条の二の規定は、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、令和七年四月一日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 令和七年四月一日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）の事業税（令和六年三月三十日（以下この項において「基準日」という。）を含む事業年度の前事業年度の事業税について改正前の福井県条例第四十二条第一項第一号

イに掲げる法人に該当したものであって、基準日の前日の現況により資本金の額または出資金の額が一億円以下であると判定され、かつ、基準日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号口に掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）に係る改正後の条例附則第六条の二の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、

「令和六年三月三十日を含む事業年度の開始の日の前日から福井県税条例の一部を改正する条例（令和六年福井県条例第 号）附則第二条第二項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

3 改正後の条例第四十二条第一項第一号および附則第七条の規定は、令和八年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第四十二条第一項第一号口（地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）第三条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「八年新法」という。）附則第八条の三の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額もしくは出資金の額が一億円以下のものまたは同号口に規定する所得等課税法人以外の法人で資本もしくは出資を有しないもののうち同号口(1)または(2)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八または第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和八年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を同号口に掲げる法人とみなした場合に八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八または第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の三分の二に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合または当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額）は、令和八年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八または第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和九年度分基準法人事業税額」という。）が比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の三分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場

合または当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額）は、令和九年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

（軽油引取税に関する経過措置）

第三条 改正後の条例附則第八条の八第一項第一号の規定は、令和七年四月一日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、令和七年四月一日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置）

第四条 改正後の条例第五十七条の二第一項および第五十七条の二の二の規定は、公益信託に関する法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に効力が生ずる地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の八十第一項ただし書に規定する公益信託（移行認可を受けた信託を含む。）について適用し、施行日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴い、福井県県税条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

第五十六号議案

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年六月十八日提出

福井県知事 杉 本 達 治

福井県条例第 号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（昭和四十四年福井県条例第十三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（地方活力向上地域における県税の課税免除または不均一課税） 第四条 平成二十七年十月二日から令和八年三月三十一日までの期間内に、地域再生法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者（同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設等（同法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）および同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものをいう。以下同じ。）の用に供する減価償却資産で</p>	<p>（地方活力向上地域における県税の課税免除または不均一課税） 第四条 平成二十七年十月二日から令和八年三月三十一日までの期間内に、地域再生法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者（同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、同法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）の用に供する減価償却資産で取得価額の合計額が三千八百万円（租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第十九項第七号に規定す</p>

取得価額の合計額が三千八百万円（租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者および法人税法第六十六条第六項に規定する中小通算法人にあつては千九百万円）以上のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、または増設した青色申告者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）に対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定めるものについて課税を免除する。

一・二（略）

2～4（略）

る中小企業者および法人税法第六十六条第六項に規定する中小通算法人にあつては千九百万円）以上のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、または増設した青色申告者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）に対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定めるものについて課税を免除する。

一・二（略）

2～4（略）

第四条第一項第一号ハの算式中「係る従業者の数」を「係る従業者（地域再生法第五条第四項第五号に規定する特定業務児童福祉施設に係るもの）の総数」に改め、同条第二項中「特定業務施設の用に供する特別償却設備を新設し、または増設した」を削り、同項第一号ハの算式中「係る従業者の数」を「係る従業者（地域再生法第五条第四項第五号に規定する特定業務児童福祉施設に係るものを除く。）の総数」に改める。

第八条中「特定業務施設」を「特定業務施設等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の規定は、地域再生法の一部を改正する法律（令和六年法律第十七号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設され、または増設される設備について適用し、施行日前に新設され、または増設された設備については、なお従前の例による。

提 案 理 由

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

第五十七号議案

福井県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

福井県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年六月十八日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

福井県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年福井県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第二条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</p> <p>一 地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 県から法第二百四十三条の二第一項の損害を賠償する責任（以下「知事等の損害賠償責任」という。）の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、または支給されるべき地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十三条の四第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の</p>	<p>（損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第二条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</p> <p>一 地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 県から法第二百四十三条の二第一項の損害を賠償する責任（以下「知事等の損害賠償責任」という。）の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、または支給されるべき地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十三条第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準</p>

基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ～ニ (略)

二 地方警務官 国から知事等の損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、または支給されるべき地方自治法施行令第百七十三条の四第一項第二号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ・ロ (略)

給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ～ニ (略)

二 地方警務官 国から知事等の損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、または支給されるべき地方自治法施行令第百七十三条第一項第二号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ・ロ (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法施行令の一部改正に伴い、所要の規定を整理する必要があるため、この案を提出する。

第五十八号議案

住民基本台帳法施行条例の一部改正について

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年六月十八日提出

福井県知事 杉 本 達 治

福井県条例第 号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成十四年福井県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（本人確認情報および附票本人確認情報の利用に係る事務）</p> <p>第二条 法第三十条の十五第一項第二号および法第三十条の四十四の六第一項第二号に規定する条例で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（本人確認情報および附票本人確認情報を提供する知事以外の執行機関および事務）</p> <p>第三条 法第三十条の十五第二項第二号および法第三十条の四十四の六第二項第二号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）および事務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）</p>	<p>（本人確認情報の利用に係る事務）</p> <p>第二条 法第三十条の十五第一項第二号に規定する条例で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（本人確認情報を提供する知事以外の執行機関および事務）</p> <p>第三条 法第三十条の十五第二項第二号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）および事務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）</p>

第四条 法第三十条の十五第二項第二号に掲げる場合における同項の規定による
都道府県知事保存本人確認情報の提供および法第三十条の四十四の六第二項第
二号に掲げる場合における同項の規定による都道府県知事保存附票本人確認情
報の提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電
気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方
法により行うものとする。

(自己に係る本人確認情報または附票本人確認情報の開示の請求方法)

第五条 法第三十条の三十二第一項(法第三十条の四十四の十三において準用す
る場合を含む。)の規定により知事に対し自己に係る本人確認情報または附票
本人確認情報の開示を請求しようとする者(次条において「開示請求者」とい
う。)は、自己が当該開示請求に係る本人確認情報または附票本人確認情報の
本人であることを証する書類で規則に定めるものを提示し、または提出しなけ
ればならない。

(自己に係る本人確認情報または附票本人確認情報の開示に関する手数料)

第六条 開示請求者は、書面の交付により本人確認情報または附票本人確認情報
の開示を受ける場合においては、書面一枚につき十円の手数料を納付しなけれ
ばならない。

第四条 法第三十条の十五第二項第二号に掲げる場合における同項の規定による
都道府県知事保存本人確認情報(法第三十条の八に規定する都道府県知事保存
本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供は、規則で定めるところにより、知
事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使
用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行
うものとする。

(自己に係る本人確認情報の開示の請求方法)

第五条 法第三十条の三十二第一項の規定により知事に対し自己に係る本人確認
情報の開示を請求しようとする者(次条において「開示請求者」という。)は
、自己が当該開示請求に係る本人確認情報の本人であることを証する書類で規
則に定めるものを提示し、または提出しなければならない。

(自己に係る本人確認情報の開示に関する手数料)

第六条 開示請求者は、書面の交付により本人確認情報の開示を受ける場合にお
いては、書面一枚につき十円の手数料を納付しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

住民基本台帳法の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第五十九号議案

福井県薬剤師確保奨学金返還資金貸与条例の制定について

福井県薬剤師確保奨学金返還資金貸与条例を次のように制定する。

令和六年六月十八日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県薬剤師確保奨学金返還資金貸与条例

(目的)

第一条 この条例は、指定医療機関で勤務を開始する薬剤師に対し、返還資金を貸与することにより、県内の指定医療機関で就業する薬剤師の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 指定医療機関 県内の医療機関であつて規則で定めるものをいう。
- 二 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第一項に規定する学資貸与金（支払うべき利息があるときは、当該利息を含む。）および福井県奨学育英基金条例（昭和四十五年福井県条例第三号）第一条に規定する奨学育英資金をいう。

三 返還資金 奨学金を返還するための資金をいう。

(返還資金の貸与等)

第三条 知事は、次に掲げる要件を満たす者からの申請により、当該申請をした者であつて指定医療機関で薬剤師として勤務を開始したものに返還資金を貸与することができる。ただし、奨学金の返還を支援するための制度で、規則で定めるものを利用する者については、この限りでない。

一 薬剤師法(昭和三十五年法律第四十六号)第三条に規定する薬剤師の免許を受けた者(規則で定める者を除く。)または一年以内に同条の薬剤師国家試験に合格することが見込まれる者であること。

二 奨学金の貸与を受けている者または返還の債務がある者(当該債務について遅滞の責任を負っていない者に限る。)であること。
(返還資金の額等)

第四条 返還資金の額は、年額八十万円を限度とし当該返還資金の貸与を受けようとする者が各年度(四月一日から三月三十一日までをいう。以下同じ。)において次項に定める貸与期間中に奨学金の返還の債務を履行するために負担した額を基準として規則で定めるところにより算定した額とする。

2 返還資金の貸与期間は、知事が貸与を決定した日以後の最初の四月一日または当該貸与の決定を受けた者が指定医療機関で薬剤師としての勤務を開始した日のいずれか遅い日(以下「初日」という。)から起算して六年を限度として規則で定める日までとする。

(保証人)

第五条 返還資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、返還資金の貸与を受けようとする者と連帯して返還資金の返還の債務を負担するものとする。
(貸与の取消し)

第六条 知事は、貸与の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その貸与を取り消すことができる。

一 指定医療機関において薬剤師として勤務しなかつた期間(次のいずれかに該当して勤務しなかつた期間を除く。)が、継続して三十

日に達したとき。

イ 使用者から出向、転勤その他の指定医療機関において薬剤師として勤務しないこととなる異動を命ぜられた場合

ロ 災害、疾病、育児休業その他やむを得ない理由により薬剤師として勤務できなかった場合

ハ イおよびロに掲げる場合のほか、貸与の決定を受けた者の責めに帰することができないと認められる理由その他知事が特に認める

理由により指定医療機関において薬剤師として勤務できなかった場合

二 返還資金の貸与を受けることを辞退したとき。

三 その他返還資金の貸与の目的を達する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還)

第七条 返還資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、貸与を受けた返還資金の額と、その額に貸与を受けた日から当該各号に該当する事由が生じた日（以下「発生日」という。）までの日数に応じ年十パーセントの割合を乗じて得た額との合計額を返還しなければならない。

一 前条の規定により貸与が取り消されたとき。

二 貸与期間が終了したとき（前号に該当する場合を除く。）。

三 次条の規定による返還の猶予を受けることができなくなったとき。

2 前項の規定による返還は、発生日の属する月の翌月から起算して貸与期間の二分の一に相当する期間（次条の規定により返還資金の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に、月賦または半年賦の均等返還により行うものとする。ただし、繰上げ返還をすることを妨げない。

3 被貸与者は、第一項各号に掲げる場合を除くほか、奨学金の返還を支援するための他の制度の利用に係る申請または届出を怠った場合は、規則で定めるところにより既に貸与を受けた返還資金を返還しなければならない。

4 前項の規定による返還の額および方法については、第一項および第二項の規定を準用する。

(返還の猶予)

第八条 知事は、被貸与者が次条第一項第一号または第二号に該当し、同項の規定により返還資金の返還の免除を受ける見込みがあると認められるときは、その間返還資金の返還を猶予するものとする。

2 知事は、被貸与者が災害、疾病その他やむを得ない理由により返還資金を返還することが困難であると認められるときは、その間返還資金の返還を猶予することができる。

(返還の免除)

第九条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する額の返還資金の返還を免除するものとする。

一 被貸与者が三年間の規則で定める研修プログラムを修了し、かつ、指定医療機関において薬剤師として勤務した期間（第六条第一号ロまたはハに掲げる事由により薬剤師として勤務しなかった期間を除く。以下「在職期間」という。）が貸与期間に二分の三を乗じて得た月数に達するとき 返還資金の全額

二 被貸与者が前号に規定する研修プログラムを修了したとき（前号に該当する場合を除く。） 返還資金の額に、在職期間の月数を貸与期間に二分の三を乗じて得た月数で除して得た数を乗じて得た額

三 被貸与者が、貸与期間または前条第一項の規定による猶予を受けている期間中に業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障により薬剤師として勤務することができなくなったとき 知事が相当と認める額

2 知事は、前項各号に掲げる場合を除くほか、被貸与者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により返還資金を返還することができないと認めるときは、返還資金の全部または一部の返還を免除することができる。

(延滞利息)

第十条 被貸与者は、正当な理由がなくて返還すべき額を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(規則への委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年八月一日から施行する。

(延滞利息の割合の特例)

- 2 当分の間、第十条に規定する延滞利息の年十四・五パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

提 案 理 由

県内の指定医療機関で勤務する薬剤師を確保するため、奨学金を返還する資金を貸与する制度を創設したいので、この案を提出する。

保証債務の履行を命ずる判決を求めため、訴えを提起する必要があるので、地方自治法第九十六条第一項第十二号の規定により、この案を提出する。

第六十一号議案

県有財産の取得について

若狭湾エネルギー研究センターの研究用備品として、次のとおり物品を取得するものとする。

令和六年六月十八日提出

福井県知事 杉 本 達 治

一 物 品 名 蛍光顕微鏡画像解析システム

二 契約方法 一般競争入札

三 契約者 福井市成和一丁目八百十番地

株式会社服部商会

代表取締役 服 部 正 義

四 契約金額 一金 八六、九〇〇、〇〇〇円

提 案 理 由

地方自治法第九十六条第一項第八号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第三条の規定により、この案を提出する。

報告第六号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

令和六年六月十八日提出

福井県知事 杉 本 達 治

専決第三号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令和六年五月十七日

福井県知事 杉 本 達 治

一 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

二 損害賠償の額 一、四一〇、七三八円

三 事故の態様

令和五年一月二十四日午後五時九分頃、観光誘客課の県有自動車が、福井市山室町五十字三番先県道交差点において、相手方が所有する自動車に追突して、同人に傷害を、当該自動車に損害を与えたものである。

四 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第七号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

令和六年六月十八日提出

福井県知事 杉 本 達 治

専決第四号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令和六年五月十七日

福井県知事 杉 本 達 治

一 損害を賠償し和解をする相手方

鯖江市 個人

二 損害賠償の額 四〇二、六〇五円

三 事故の態様

令和五年十月三日午後二時三十分頃、観光誘客課の県有自動車が、福井市成和二丁目百十番地の国道において、相手方が所有する自動車に追突して、同人に傷害を、当該自動車に損害を与えたものである。

四 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第八号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

令和六年六月十八日提出

福井県知事 杉 本 達 治

専決第五号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令和六年五月十七日

福井県知事 杉 本 達 治

一 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

二 損害賠償の額 八七、七四四円

三 事故の態様

令和五年十一月十五日午後五時二十分頃、ふくい桜マラソン課の県有自動車が、福井市松本四丁目十一番七号先県道交差点において、相手方が運転する自転車に衝突して、同人に傷害を、当該自転車に損害を与えたものである。

四 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第九号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

令和六年六月十八日提出

福井県知事 杉 本 達 治

専決第二号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令和六年五月十六日

福井県知事 杉 本 達 治

一 損害を賠償し和解をする相手方

坂井市 法人

二 損害賠償の額 一、〇四一、一三七円

三 事故の態様

令和五年十二月一日午後四時七分頃、公共建築課の県有自動車が、坂井市三国町緑ヶ丘二丁目一番三号において、相手方が所有する自動車に衝突して、当該自動車に損害を与えたものである。

四 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第10号

令和5年度 福井県一般会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支出済額 および 見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国庫支出金	地方債	その他
土木費	道路 橋りょう費	道路新設改良費 (福井港丸岡インター 連絡道路 坂井市坂井町福島～ 丸岡町八ツ口地係)	2,200,000,000	700,000,000	202,000,000	902,000,000	471,000,000	431,000,000	431,000,000	19,950,000	237,050,000	174,000,000	
土木費	道路 橋りょう費	道路新設改良費 (福井港丸岡インター 連絡道路 坂井市坂井町福島～ 丸岡町八ツ口地係 4号、5号高架橋 (仮称))	4,340,000,000	315,000,000		315,000,000	291,000,000	24,000,000	24,000,000	800,000	13,200,000	10,000,000	
土木費	河川海岸費	吉野瀬川ダム建設 費	13,000,000,000	5,392,000,000	744,600,000	6,136,600,000	3,667,000,000	2,469,600,000	2,469,600,000	32,800,000	1,234,800,000	1,202,000,000	
災害 復旧費	土木施設 災害復旧費	河川等災害復旧事 業費 (一級河川 打波川 大野市上打波地係 落差工)	1,023,239,000	300,000,000		300,000,000		300,000,000	300,000,000		200,000,000	100,000,000	

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支出済額 および 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国庫支出金	地方債	その他
災害 復旧費	土木施設 災害復旧費	河川等災害復旧事業費 (木の勢谷川 大野市上打波地係 砂防堰堤工)	419,824,000	150,000,000	150,000,000		150,000,000	150,000,000	950,000	100,050,000	49,000,000		

令和6年6月18日提出

福井県知事 杉本達治

報告第11号

令和5年度 福井県一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫	起債	その他	
総務費	総務管理費	高度情報化対策事業費	4,224,000	4,224,000		2,013,000		198,000	2,013,000
総務費	総務管理費	人事給与事務費	30,091,000	30,091,000		30,091,000			
総務費	総務管理費	ブランド推進事業費	408,195,000	408,195,000					408,195,000
総務費	総務管理費	県庁舎維持管理費	114,533,000	67,789,000					67,789,000
総務費	総務管理費	東京事務所費	14,425,000	14,425,000		7,212,000			7,213,000
総務費	企画費	地域交通対策推進事業費	814,307,000	814,298,340		28,411,000	421,000,000		364,887,340
総務費	企画費	企画調整事業費	205,999,000	205,999,000					205,999,000
総務費	企画費	電源立地地域振興費	22,343,000	22,343,000		22,343,000			
総務費	企画費	北陸新幹線建設事業費	780,033,000	368,704,289			324,000,000	9,095,887	35,608,402
総務費	企画費	高速交通企画推進事業費	2,912,495,000	2,412,349,055			2,300,000,000	97,500,000	14,849,055
総務費	企画費	国際交流事業費	8,000,000	8,000,000					8,000,000
総務費	企画費	放射線監視事業費	66,535,000	66,535,000		66,535,000			
総務費	防災費	防災対策費	127,542,000	126,289,000		126,289,000			

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫	起債	その他	
民生費	社会福祉費	民間法人指導育成費	1,532,000	1,532,000		1,532,000			
民生費	社会福祉費	社会福祉推進費	59,349,000	59,349,000		19,605,000	31,000,000		8,744,000
民生費	社会福祉費	社会福祉施設整備費	457,004,000	457,004,000		304,668,000	40,000,000		112,336,000
民生費	社会福祉費	身体障がい者福祉事業費	215,866,000	197,746,000		188,473,000			9,273,000
民生費	社会福祉費	老人福祉施設整備費	34,420,000	34,420,000				34,420,000	
民生費	社会福祉費	介護保険事業費	827,359,000	594,420,000		542,350,000			52,070,000
民生費	児童福祉費	児童健全育成費	108,114,000	107,746,577					107,746,577
民生費	児童福祉費	心身障がい児(者)対策費	1,500,000	1,500,000		1,000,000			500,000
民生費	児童福祉費	児童福祉施設費	8,048,000	7,917,000		5,564,000			2,353,000
民生費	児童福祉費	児童相談所費	18,425,000	14,155,000					14,155,000
民生費	災害救助費	災害救助費	11,500,000	3,540,000	3,540,000				
民生費	自然保護費	自然公園整備事業費(公共)	16,069,000	16,069,000		9,569,000	6,000,000		500,000
衛生費	公衆衛生費	出生児保護養育費	23,778,000	22,678,000		11,339,000			11,339,000
衛生費	公衆衛生費	感染症予防費	34,938,000	34,938,000		17,469,000			17,469,000
衛生費	環境衛生費	水道施設整備費	115,275,000	115,275,000		115,275,000			
衛生費	環境衛生費	環境基本計画推進事業費	315,866,000	315,866,000		225,866,000			90,000,000

衛生費	医薬費	医薬総務管理費	405,101,000	405,101,000		364,012,000		41,089,000	
衛生費	医薬費	監視指導費	99,000,000	99,000,000				99,000,000	
労働費	労政費	労働環境改善事業費	113,452,000	103,356,300					103,356,300
農林水産費	農業費	農業経営対策事業費	88,721,000	47,633,000		30,000,000			17,633,000
農林水産費	農業費	特産品流通対策事業費	250,000,000	250,000,000		22,868,000			227,132,000
農林水産費	農業費	園芸生産振興事業費	161,302,000	158,406,000	11,582,272	84,026,000			62,797,728
農林水産費	農業費	稲麦大豆等生産振興事業費	200,000,000	200,000,000		200,000,000			
農林水産費	農業費	農業金融対策費	2,856,000	2,856,000					2,856,000
農林水産費	農業費	水田農業対策事業費	125,625,000	125,625,000					125,625,000
農林水産費	畜産業費	畜産振興推進指導費	1,900,000,000	1,900,000,000		1,900,000,000			
農林水産費	農地費	地籍調査費補助金	11,825,000	11,825,000		7,883,000			3,942,000
農林水産費	農地費	県営かんがい排水事業費(公共)	650,922,000	581,300,000		294,235,000	140,000,000	142,282,500	4,782,500
農林水産費	農地費	県営土地改良総合整備事業費(公共)	3,126,600,000	2,972,758,000		1,565,762,000	750,000,000	448,849,600	208,146,400
農林水産費	農地費	県営一般農道整備事業費(公共)	90,000,000	90,000,000		45,000,000	22,000,000	22,500,000	500,000
農林水産費	農地費	団体営基盤整備促進事業費(公共)	108,745,000	108,745,000		75,225,000	13,000,000		20,520,000
農林水産費	農地費	県営農村総合整備事業費(公共)	489,000,000	390,546,000		214,800,000	69,000,000	58,581,000	48,165,000
農林水産費	農地費	団体営農村総合整備事業費(公共)	43,110,000	43,110,000		34,250,000	1,000,000		7,860,000
農林水産費	農地費	県単土地改良事業費	233,117,000	203,559,000			109,000,000	400,000	94,159,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫	起債	その他	
農林水産費	農地費	基幹水利施設管理事業費	2,200,000	2,200,000		1,100,000		550,000	550,000
農林水産費	農地費	かんがい排水事業費(受託)	40,000,000	40,000,000				40,000,000	
農林水産費	農地費	防災ダム事業費(公共)	100,000,000	96,700,000		53,185,000	27,000,000	4,835,000	11,680,000
農林水産費	農地費	県営ため池等整備事業費(公共)	1,272,025,000	1,172,817,000		808,959,000	240,000,000	107,117,000	16,741,000
農林水産費	農地費	団体営ため池等整備事業費(公共)	22,877,000	22,877,000		18,104,000	2,000,000		2,773,000
農林水産費	農地費	湛水防除事業費(公共)	557,240,000	507,240,000		278,982,000	141,000,000	76,269,000	10,989,000
農林水産費	農地費	農業用施設等災害関連事業費(公共)	85,500,000	85,500,000		76,000,000			9,500,000
農林水産費	農地費	農地防災対策事業費	2,060,000	2,060,000		2,060,000			
農林水産費	農地費	県単農地地すべり対策費	7,500,000	7,500,000					7,500,000
農林水産費	林業費	林業普及指導費	50,000,000	50,000,000		50,000,000			
農林水産費	林業費	緊急森林整備事業費	113,899,000	113,899,000		113,899,000			
農林水産費	林業費	県有林推進事業費	223,116,000	196,149,700					196,149,700
農林水産費	林業費	造林事業費(公共)	1,259,673,000	1,066,777,000		640,065,400			426,711,600
農林水産費	林業費	優良種苗確保対策事業費	42,079,000	42,079,000		42,079,000			
農林水産費	林業費	県営林道事業費(公共)	220,963,000	213,963,000		66,000,000	111,000,000		36,963,000
農林水産費	林業費	団体営林道事業費(公共)	23,000,000	22,348,000		19,348,000			3,000,000

農林水産費	林業費	治山事業費(公共)	920,205,000	629,855,480		317,760,514	288,000,000		24,094,966
農林水産費	林業費	災害関連緊急治山事業費(公共)	774,708,000	683,423,000		455,616,000	204,000,000		23,807,000
農林水産費	林業費	県単治山事業費	215,000,000	184,942,000			162,000,000		22,942,000
農林水産費	林業費	林業・木材産業構造改革事業費	676,000	676,000		676,000			
農林水産費	林業費	林木育種事業費	25,582,000	25,519,360		14,000,000			11,519,360
農林水産費	水産業費	沿岸漁業振興対策費	284,267,000	284,267,000		148,664,000	126,000,000		9,603,000
農林水産費	水産業費	市町漁港改修事業費(公共)	42,900,000	42,900,000		42,900,000			
農林水産費	水産業費	市町漁港集落環境整備事業費(公共)	9,600,000	9,600,000					9,600,000
農林水産費	水産業費	漁港修築事業費(公共)	225,200,000	201,000,000		100,548,000	93,000,000		7,452,000
商工費	商業費	商業振興費	2,800,087,000	2,800,087,000		1,815,003,000			985,084,000
商工費	商業費	金融対策事業費	5,738,551,000	5,738,551,000		150,000,000		5,400,000,000	188,551,000
商工費	商業費	情報産業集積促進事業費	26,745,000	26,745,000					26,745,000
商工費	工鉱業費	地場産業振興対策事業費	750,243,000	747,983,000		141,880,000	326,000,000		280,103,000
商工費	観光費	観光総務費	856,803,000	840,871,300		803,982,000			36,889,300
商工費	観光費	観光思想普及費	51,958,000	37,312,000		16,656,000			20,656,000
商工費	観光費	観光宣伝普及事業費	170,224,000	164,359,000		72,378,000			91,981,000
商工費	観光費	観光施設整備事業費	494,987,000	494,987,000		133,155,000			361,832,000
土木費	土木管理費	建築指導費	211,763,000	211,537,000	22,441,000		170,000,000		19,096,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫	起債	その他	
土木費	道路橋りょう費	重要路線整備推進費	23,952,000	23,952,000					23,952,000
土木費	道路橋りょう費	交通安全施設整備費(公共)	980,515,000	831,118,000		479,957,950	336,000,000		15,160,050
土木費	道路橋りょう費	道路災害防除費(公共)	457,600,000	378,585,000		222,077,740	149,000,000		7,507,260
土木費	道路橋りょう費	県単交通安全施設整備費	51,640,000	38,950,000			8,000,000		30,950,000
土木費	道路橋りょう費	県単舗装道補修費	25,000,000	21,500,000					21,500,000
土木費	道路橋りょう費	県単道路補修費	532,333,000	488,562,500			458,000,000		30,562,500
土木費	道路橋りょう費	県単道路維持費	87,487,000	87,487,000		43,743,000			43,744,000
土木費	道路橋りょう費	道路改良費(公共)	5,553,284,000	4,962,727,000		2,826,756,000	2,054,000,000	10,162,000	71,809,000
土木費	道路橋りょう費	県単道路改良費	564,500,000	511,120,000				264,422,000	246,698,000
土木費	道路橋りょう費	直轄道路事業負担金	2,692,000,000	2,206,122,840			2,206,000,000		122,840
土木費	道路橋りょう費	橋りょう補修費(公共)	1,394,805,000	1,296,288,431		769,987,329	493,000,000		33,301,102
土木費	道路橋りょう費	県単橋りょう補修費	25,000,000	12,500,000			12,000,000		500,000
土木費	道路橋りょう費	橋りょう整備費(公共)	729,500,000	665,650,000		361,042,000	300,000,000		4,608,000
土木費	道路橋りょう費	雪寒道路整備費(公共)	490,867,000	377,353,000		243,149,937	83,000,000	43,808,335	7,394,728
土木費	道路橋りょう費	県単雪寒道路整備費	16,000,000	11,200,000			9,000,000	2,000,000	200,000
土木費	河川海岸費	基幹河川改修費(公共)	2,518,500,000	2,116,600,000		1,058,300,000	1,018,000,000		40,300,000

土木費	河川海岸費	堰堤改良費(公共)	480,400,000	480,400,000		142,607,000	206,000,000	130,245,000	1,548,000
土木費	河川海岸費	日野川総合開発事業費(公共)	3,212,100,000	1,243,400,000		621,700,000	608,000,000		13,700,000
土木費	河川海岸費	総合流域防災事業費(公共)	1,370,180,000	1,070,178,000		517,854,000	470,000,000		82,324,000
土木費	河川海岸費	県単河川維持修繕費	761,325,000	610,069,960			347,000,000	17,267,905	245,802,055
土木費	河川海岸費	県単河川局部改良費	582,000,000	559,900,000			503,000,000	55,990,000	910,000
土木費	河川海岸費	県単河川開発費	117,000,000	116,500,000					116,500,000
土木費	河川海岸費	河川調査費	34,000,000	29,120,000					29,120,000
土木費	河川海岸費	直轄河川事業負担金	3,946,400,000	3,689,514,000			3,689,000,000		514,000
土木費	河川海岸費	通常砂防事業費(公共)	2,168,410,000	1,972,418,000		986,209,000	962,000,000		24,209,000
土木費	河川海岸費	急傾斜地崩壊対策事業費(公共)	585,800,000	499,383,000		236,459,425	232,000,000	26,464,150	4,459,425
土木費	河川海岸費	砂防災害防止事業費	129,066,000	115,878,000			115,000,000		878,000
土木費	河川海岸費	県単砂防設備維持修繕費	46,200,000	41,047,938			30,000,000		11,047,938
土木費	河川海岸費	県単急傾斜地崩壊対策事業費	5,000,000	5,000,000				451,000	4,549,000
土木費	河川海岸費	海岸保全事業費(公共)	312,100,000	133,600,000		66,800,000	40,000,000		26,800,000
土木費	河川海岸費	県単海岸保全事業費	11,452,000	11,452,000					11,452,000
土木費	港湾費	港湾管理費	10,115,000	10,115,000					10,115,000
土木費	港湾費	港湾改修費(公共)	183,000,000	99,100,000		41,420,000	51,000,000		6,680,000
土木費	港湾費	直轄港湾事業負担金	514,808,000	514,808,000			514,000,000		808,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫	起債	その他	
土木費	都市計画費	重要幹線街路事業費(公共)	156,392,000	141,500,000		77,825,000	30,000,000	31,837,000	1,838,000
土木費	都市計画費	県単街路事業費	30,000,000	16,000,000				4,617,000	11,383,000
土木費	都市計画費	都市公園整備事業費(公共)	67,398,000	67,398,000		33,699,000	32,000,000		1,699,000
土木費	都市計画費	県単都市公園整備事業費	6,500,000	6,500,000					6,500,000
土木費	住宅費	住宅管理費	14,878,000	5,300,000					5,300,000
土木費	住宅費	既設公営住宅改善事業費(公共)	24,882,000	23,232,000		10,454,000			12,778,000
警察費	警察管理費	警察施設等整備費	147,177,000	147,177,000		45,002,000	14,000,000		88,175,000
警察費	警察活動費	交通安全施設整備費	76,050,000	76,050,000		13,838,000	47,000,000		15,212,000
教育費	教育総務費	教育指導管理費	1,495,774,000	1,495,774,000		1,484,941,000			10,833,000
教育費	教育総務費	私学振興費	113,159,000	113,159,000		73,159,000			40,000,000
教育費	高等学校費	一般施設整備費	6,460,000	4,334,000					4,334,000
教育費	高等学校費	教育指導対策費	12,941,000	12,941,000		6,470,000			6,471,000
教育費	特別支援学校費	特別支援教育振興費	905,000	905,000		452,000			453,000
教育費	特別支援学校費	一般施設整備費	2,081,000	2,081,000					2,081,000
教育費	大学費	高等教育振興費	9,325,000	9,325,000		9,325,000			
教育費	社会教育費	図書館管理費	253,674,000	253,674,000		89,709,000			163,965,000

教育費	社会教育費	恐 竜 博 物 館 費	35,005,000	35,005,000		15,000,000		20,005,000
災害復旧費	庁舎等施設 災害復旧費	庁 舎 等 施 設 災 害 復 旧 費	25,167,000	9,961,000			9,000,000	961,000
災害復旧費	社会福祉施設 災害復旧費	社 会 福 祉 施 設 災 害 復 旧 費	13,915,000	13,127,400			12,000,000	1,127,400
災害復旧費	農林水産施設 災害復旧費	林 道 災 害 復 旧 費(公共)	443,329,000	415,442,000		415,442,000		
災害復旧費	農林水産施設 災害復旧費	耕 地 災 害 復 旧 費(公共)	507,232,000	507,232,000		175,970,000		331,262,000
災害復旧費	農林水産施設 災害復旧費	治 山 施 設 災 害 復 旧 費(公共)	51,608,000	36,908,000		24,617,000	12,000,000	291,000
災害復旧費	農林水産施設 災害復旧費	県 単 治 山 施 設 災 害 復 旧 費	10,000,000	1,000,000			1,000,000	
災害復旧費	土木施設 災害復旧費	河 川 等 災 害 復 旧 費(公共)	2,607,709,000	2,405,296,473		1,146,289,000	662,000,000	597,007,473
災害復旧費	土木施設 災害復旧費	県 単 河 川 等 災 害 復 旧 費	763,900,000	646,336,062			646,000,000	336,062
災害復旧費	土木施設 災害復旧費	港 湾 災 害 復 旧 費 (公共)	111,000,000	111,000,000			15,000,000	96,000,000
災害復旧費	土木施設 災害復旧費	県 単 港 湾 災 害 復 旧 費	8,000,000	8,000,000			8,000,000	
災害復旧費	警察施設 災害復旧費	警 察 施 設 災 害 復 旧 費	15,378,000	15,378,000			15,000,000	378,000

令和6年6月18日提出

福井県知事 杉 本 達 治

報告第12号

令和5年度 福井県一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左 の 内 訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国庫	地方債	その他		
農林水産費	農業費	特産品流通対策事業費	782,404,000	282,404,000	500,000,000		500,000,000	500,000,000				土質調査の結果による計画変更のため	
農林水産費	畜産業費	畜産振興推進指導費	41,287,000	39,354,000	1,933,000		1,933,000				1,933,000	物品の納入に時間を要したため	
農林水産費	農地費	県営かんがい排水事業費(公共)	100,000,000	92,200,000	7,800,000		7,800,000	3,900,000	1,000,000	1,950,000	950,000	資材調達等に時間を要したため	
農林水産費	農地費	県営土地改良総合整備事業費(公共)	102,000,000	82,000,000	20,000,000		20,000,000	10,000,000	7,000,000	2,200,000	800,000	掘削面崩壊による計画変更のため	

商工費	観光費	観光施設整備 事業費	120,338,000	69,703,000	50,635,000		50,635,000				50,635,000	資材調達等に時間を要したため
土木費	土木管理費	建築指導費	39,000,000	35,333,000	3,667,000		3,667,000				3,667,000	資材調達等に時間を要したため
土木費	道路橋りょう費	道路改良費 (公共)	360,000,000	300,000,000	60,000,000		60,000,000	35,310,000	24,000,000		690,000	地震により不測の日数を要したため
土木費	河川海岸費	通常砂防事業 費(公共)	400,000,000	119,500,000	280,500,000		280,500,000	187,000,000	85,000,000		8,500,000	豪雨により不測の日数を要したため
災害復旧費	農林水産施設 災害復旧費	林道災害復旧 費(公共)	519,014,800	364,503,800	154,511,000		154,511,000	154,511,000				豪雨により不測の日数を要したため
災害復旧費	土木施設 災害復旧費	河川等災害復 旧費(公共)	5,343,774,000	3,606,912,129	1,736,861,871		1,736,861,871	1,158,487,000	578,000,000		374,871	豪雨により不測の日数を要したため

令和6年6月18日提出

福井県知事 杉 本 達 治

報告第13号

令和5年度 福井県県有林事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫	起債	その他	
農林水産費	県有林費	県有林維持管理事業費	419,533,000	367,437,100		171,287,400		196,149,700	

令和6年6月18日提出

福井県知事 杉本達治

報告第14号

令和5年度 福井県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫	起債	その他	
土木費	港湾費	港湾施設整備事業費	587,115,000	581,115,000			571,000,000	10,115,000	

令和6年6月18日提出

福井県知事 杉本達治

報告第15号

令和5年度 福井県病院事業会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の額 総	令和5年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残 額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				企業債	国庫補助金	出資金	その他	
資本的支出	建設改良費	陽子線がん治療センター治療装置更新事業	3,773,000,000	1,149,500,000	436,383,200	1,585,883,200	431,310,000	1,154,573,200	1,154,573,200	1,154,573,200				0

令和6年6月18日提出

福井県知事 杉 本 達 治

報告第16号

令和5年度 福井県病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金	その他			
資本的支出	建設改良費	県立病院施設改良事業費	370,052,000	13,151,000	356,901,000	306,000,000		50,901,000		0	0	資材調達に時間を要したため

令和6年6月18日提出

福井県知事 杉本達治

報告第17号

令和5年度 福井県工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	出資金	その他			
資本的支出	臨海工業用水道設備改良費	臨海工業用水道設備改良費	75,306,000	33,296,000	42,010,000				42,010,000	0	0	資材調達に時間を要したため

令和6年6月18日提出

福井県知事 杉本達治

報告第18号

令和5年度 福井県水道用水供給事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	出資金	その他			
資本的支出	坂井地区水道用水供給事業設備改良費	坂井地区水道用水供給事業	390,240,000	258,455,000	131,785,000				131,785,000	0	0	資材調達に時間を要したため

令和6年6月18日提出

福井県知事 杉本達治

報告第19号

令和5年度 福井県流域下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	出資金	その他			
資本的支出	建設改良費	建設改良事業費	1,097,500,000	472,500,000	625,000,000	133,000,000	359,000,000		133,000,000	0	0	資材調達に時間を要したため

令和6年6月18日提出

福井県知事 杉 本 達 治

予 算 案 說 明 書

歲入歲出予算事項別明細書

(注) 歳入歳出予算事項別明細書の記載について

「3歳出」の「特定財源」の「その他」欄中

(負)とあるのは……………分担金および負担金

(使)とあるのは……………使用料および手数料

(財)とあるのは……………財 産 収 入

(寄)とあるのは……………寄 附 金

(繰入)とあるのは……………繰 入 金

(繰越)とあるのは……………繰 越 金

(諸)とあるのは……………諸 収 入

(証)とあるのは……………証 紙 収 入

を示す。

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 県 税	130,609,673		130,609,673
2 地方消費税清算金	40,620,498		40,620,498
3 地方譲与税	15,878,832		15,878,832
4 地方特例交付金	2,826,000		2,826,000
5 地方交付税	133,015,000		133,015,000
6 交通安全対策特別交付金	150,000		150,000
7 分担金および負担金	1,925,529		1,925,529
8 使用料および手数料	5,237,694		5,237,694
9 国庫支出金	62,160,462	98,775	62,259,237
10 財産収入	1,773,021		1,773,021
11 寄附金	456,469		456,469
12 繰入金	15,997,255	57,472	16,054,727
13 繰越金	1,000,000	305,585	1,305,585
14 諸収入	45,057,584	5,000	45,062,584
15 県債	47,987,000	46,667	48,033,667
歳入合計	504,695,017	513,499	505,208,516

(歳出)				(単位 千円)			
款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
1 議会費	1,039,902		1,039,902				
2 総務費	40,123,272	64,568	40,187,840			368,057	△303,489
3 民生費	51,134,669	223,027	51,357,696	93,450	46,667		82,910
4 衛生費	25,015,437		25,015,437				
5 労働費	1,929,591		1,929,591				
6 農林水産費	28,006,709		28,006,709				
7 商工費	54,293,703	159,674	54,453,377	5,325			154,349
8 土木費	52,197,730	66,230	52,263,960				66,230
9 警察費	25,004,252		25,004,252				
10 教育費	101,862,298		101,862,298				
11 災害復旧費	6,173,531		6,173,531				
12 公債費	65,840,405		65,840,405				
13 諸支出金	51,773,518		51,773,518				
14 予備費	300,000		300,000				
歳出合計	504,695,017	513,499	505,208,516	98,775	46,667	368,057	0

2 歳 入

(款) 9 国庫支出金

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款)					
9	国庫支出金	62,160,462	98,775	62,259,237	
(項)					
2	国庫補助金	29,044,935	98,775	29,143,710	

(款) 9 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金						
(単位 千円)						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫補助金	1,749,448	93,450	1,842,898	社会福祉費	93,450	高齢者施設等防災・減災対策推進事業 93,450
6 商工費国庫補助金	844,966	5,325	850,291	観光費	5,325	新幹線開業に伴うインバウンド強化事業 5,325

(款) 12 繰入金

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	備考
(款)					
	12 繰入金	15,997,255	57,472	16,054,727	
(項)					
	3 基金繰入金	15,486,459	57,472	15,543,931	

入(款) 12 繰入金

(款) 12 繰入金 (項) 3 基金繰入金						(単位 千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 災害ボランティア活動基金繰入金	22,169	57,472	79,641	繰入金	57,472	災害ボランティア緊急時活動支援事業 57,472

(款) 13 繰越金

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	備考
(款)					
	13 繰越金	1,000,000	305,585	1,305,585	
(項)					
	1 繰越金	1,000,000	305,585	1,305,585	

入(款) 13 繰越金

(款) 13 繰越金 (項) 1 繰越金						
(単位 千円)						
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1,000,000	305,585	1,305,585	繰越金	305,585	

(款) 14 諸 収 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款)					
14	諸 収 入	45,057,584	5,000	45,062,584	
(項)					
7	雑 入	2,493,409	5,000	2,498,409	

(款) 14 諸 収 入 (項) 7 雑 入						(単位 千円)
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 雑入	2,481,841	5,000	2,486,841	雑入	5,000	ブラジル福井村等との若者交流事業 5,000

(款) 15 県 債					(単位 千円)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款)					
15 県	債	47,987,000	46,667	48,033,667	
(項)					
1 県	債	47,987,000	46,667	48,033,667	

(款) 15 県 債 (項) 1 県 債						(単位 千円)
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生債	1,046,000	46,667	1,092,667	社会福祉費	46,000	
				災害救助費	667	

3 歳 出

(款) 2 総務費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 2 総務費	40,123,272	64,568	40,187,840			368,057	△303,489	
(項) 1 総務管理費	13,215,854	5,000	13,220,854			310,585	△305,585	
2 企画費	15,890,509	59,568	15,950,077			57,472	2,096	

出(款) 2 総務費

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費												
(単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
6 会計管理費	842,247	0	842,247			出納管理費	0			(繰越) 305,585	△305,585	
						計	0			305,585	△305,585	
10 諸費	36,628	5,000	41,628	(7)報償費	150	海外移住事業費	5,000			(諸) 5,000		1 ブラジル福井村等との若者交流事業 5,000
				(8)旅費	2,023							
				(10)需用費	131							
				(11)役務費	50							
				(12)委託料	2,530							
				(13)使用料および賃借料	116							
						計	5,000			5,000		
(款) 2 総務費 (項) 2 企画費												
(単位 千円)												
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
1 企画総務費	1,398,278	2,096	1,400,374	(18)負担金補助および交付金	2,096	地域交通対策推進事業費	2,096				2,096	1 新幹線二次交通等整備支援事業 2,096
						計	2,096				2,096	

2 計画調査費	14,056,282	57,472	14,113,754	(8)旅 費 (10)需 用 費 (11)役 務 費 (12)委 託 料 (13)使用料およ び賃借料 (18)負担金補助 および交付 金	128 3,824 1,205 34,860 2,455 15,000	社会貢献活動推進 費	57,472			(繰入) 57,472		1 災害ボランティア緊急時活動 支援事業 57,472
						計	57,472			57,472		

(款) 3 民生費								(単位 千円)
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 3 民生費	51,134,669	223,027	51,357,696	93,450	46,667		82,910	
(項) 1 社会福祉費	33,713,160	222,027	33,935,187	93,450	46,000		82,577	
4 災害救助費	46,199	1,000	47,199		667		333	

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費												(単位 千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
5 老人福祉費	14,418,185	222,027	14,640,212	18 負担金補助 および交付 金	222,027	老人福祉施設整備 費	140,175	93,450	46,000		725	1 高齢者施設等防災・減災対策 推進事業 140,175
						介護保険事業費	81,852				81,852	1 高齢者施設における避難者の 受入支援 81,852
						計	222,027	93,450	46,000		82,577	
(款) 3 民生費 (項) 4 災害救助費												(単位 千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				一般財源
								国支出金	地方債	その他		
1 救助費	46,199	1,000	47,199	20 貸付金	1,000	災害救助費	1,000			667	333	1 市町災害援護資金貸付金 1,000
						計	1,000			667	333	

(款) 7 商工費								(単位 千円)
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 7 商工費	54,293,703	159,674	54,453,377	5,325			154,349	
(項) 1 商業費	44,271,350	38,060	44,309,410				38,060	
4 観光費	2,331,486	121,614	2,453,100	5,325			116,289	

(款) 7 商 工 費 (項) 1 商 業 費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明	
				区 分	金 額			特 定 財 源				一般財源
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
2 商業振興費	42,439,918	38,060	42,477,978	27線 出 金	38,060	金融対策事業費	38,060				38,060	
						計	38,060				38,060	
(款) 7 商 工 費 (項) 4 観 光 費 (単位 千円)												
目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明	
				区 分	金 額			特 定 財 源				一般財源
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 観光費	2,331,486	121,614	2,453,100	(12)委 託 料 (18)負担金補助 および交付 金	6,651 114,963	観光宣伝普及事業 費 観光施設整備事業 費	11,614 110,000	5,325			6,289 110,000	1 新幹線開業に伴うインバウン ド強化事業 11,614 1 多様な宿泊施設整備支援事業 110,000
						計	121,614	5,325			116,289	

出(款) 7 商 工 費 (項) 1 商 業 費 (項) 4 観 光 費

(款) 8 土 木 費								(単位 千円)
款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				備 考
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款) 8 土木費	52,197,730	66,230	52,263,960				66,230	
(項) 1 土木管理費	6,421,389	66,230	6,487,619				66,230	

(款) 8 土 木 費 (項) 1 土木管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明	
				区 分	金 額			特 定 財 源				一 般 財 源
								国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
4 建築指導費	828,911	66,230	895,141	18)負担金補助 および交付 金	66,230	建築指導費	66,230				66,230	1 木造住宅耐震化促進事業 66,230
						計	66,230				66,230	

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込みおよび当該年度以降の支出予定額ならびに事業の進行状況等に関する調書

変更

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込み
および当該年度以降の支出予定額ならびに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画					4年度末 までの 支出額	5年度末 までの支出 (見込)額	6年度 支出 予定額	6年度末 までの支出 予定額	7年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 率								
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									一般財源							
					特 定 財 源																
					国支出金	地 方 債	そ の 他														
土木費	河川海岸費	吉野瀬川ダム建設費	2	補正前の額	360,000	180,000	162,000		18,000	360,000	360,000		360,000		%						
				補正額																	2.4
				補正後の額	360,000	180,000	162,000		18,000												
			3	補正前の額	2,440,000	1,220,000	1,151,000		69,000	2,440,000	2,440,000		2,440,000		15.9						
				補正額																	
				補正後の額	2,440,000	1,220,000	1,151,000		69,000												
			4	補正前の額	1,241,000	620,500	558,000		62,500	496,400	1,241,000		1,241,000		8.1						
				補正額																	
				補正後の額	1,241,000	620,500	558,000		62,500												
			5	補正前の額	5,392,000	2,696,000	2,552,000		144,000		5,392,000		5,392,000		35.2						
				補正額																	
				補正後の額	5,392,000	2,696,000	2,552,000		144,000												

款	項	事業名	全 体 計 画					4年度末 までの 支出額	5年度末 までの支出 (見込)額	6年度 支出 予定額	6年度末 までの支出 予定額	7年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 率	
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									一般財源
					特 定 財 源									
					国支出金	地 方 債	そ の 他							
			補正前の額	1,279,000	639,500	575,000		64,500				%		
		6	補 正 額						1,279,000	1,279,000		8.4		
			補正後の額	1,279,000	639,500	575,000		64,500						
			補正前の額	2,288,000	1,144,000	1,029,000		115,000						
		7	補 正 額	610,600	305,300	275,000		30,300			2,898,600	18.9		
			補正後の額	2,898,600	1,449,300	1,304,000		145,300						
			補正前の額											
		8	補 正 額	1,689,400	844,700	760,000		84,700			1,689,400	11.1		
			補正後の額	1,689,400	844,700	760,000		84,700						
			補正前の額	13,000,000	6,500,000	6,027,000		473,000						
		計	補 正 額	2,300,000	1,150,000	1,035,000		115,000	3,296,400	9,433,000	1,279,000	10,712,000	4,588,000	100.0
			補正後の額	15,300,000	7,650,000	7,062,000		588,000						

特別会計予算総表

(単位 千円)

会計名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
公債管理	102,622,290		102,622,290				
用品等集中管理事業	307,064		307,064				
災害救助基金	40,345		40,345				
国民健康保険	61,532,635		61,532,635				
母子父子寡婦福祉資金貸付金	94,238		94,238				
県営産業団地整備事業	247,682		247,682				
中小企業支援資金貸付金	1,350,572	38,060	1,388,632			38,060	
沿岸漁業改善資金貸付金	100,227		100,227				
林業改善資金貸付金	85,563		85,563				
県有林事業	1,210,502		1,210,502				
駐車場整備事業	206,405		206,405				
港湾整備事業	3,787,499		3,787,499				
証紙	1,763,430		1,763,430				
合計	173,348,452	38,060	173,386,512			38,060	

歳 入		福 井 県 中 小 企 業 支 援 資 金 貸 付 金				(単位 千円)
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 繰入金	72,435	38,060	110,495			
1 一般会計繰入金	72,435	38,060	110,495			
1 一般会計繰入金	72,435	38,060	110,495	繰入金	38,060	
歳 入 合 計	1,350,572	38,060	1,388,632			

歳 出												
(単位 千円)												
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		事 業 名	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国支出金	地 方 債	そ の 他		
1 商工費	1,350,572	38,060	1,388,632									
1 中小企業支援 資金貸付金	1,350,572	38,060	1,388,632									
1 高度化資金 貸付金	1,164,038	38,060	1,202,098	(7)報 償 費	2,060	運営費	38,060			(繰入) 38,060		
				(2)補償補填お よび賠償金	36,000							
						計	38,060			38,060		
歳 出 合 計	1,350,572	38,060	1,388,632				38,060			38,060		